

甲斐市教育長交際費の取り扱いに関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、甲斐市教育長交際費（以下「交際費」という。）の適正かつ公正な執行を図るため、その支出及び公開について必要な事項を定めるものとする。

(交際費)

第2条 交際費とは、教育長等が甲斐市教育委員会を代表して外部の個人又は団体と交際する上で必要であり、かつ、社会通念上妥当であると認められる経費をいう。

(交際費の支出)

第3条 交際費は、毎年度予算の範囲内の額で支出するものとし、その支出項目、主な支出内容及び支出額は、別表に定めるとおりとする。

(見直し)

第4条 教育長は、交際費の支出内容及び支出金額が市民の金銭感覚と乖離しないよう努めるとともに、常に社会経済状況の変化等を十分に考慮し、適宜見直しをするものとする。

(公開)

第5条 交際費の公開は、半期毎に行うこととし、半期分を翌月の15日までに甲斐市ホームページに掲載し公開する。

2 公開する項目は次に定めるとおりとする。

- (1) 支出項目（甲斐市教育長交際費支出基準による）
- (2) 支出日
- (3) 支出内容
- (4) 支払金額

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表 （第3条関係）

支出 項目	主な支出内容	支出額
儀礼	懇親会、行事等に対する会費又は会費相当の経費	会費の額 （会費の額が定められていない場合は5千円を限度とする。）
慶祝	祝賀会、記念式典等のお祝い等に要する経費	会費の額 （会費の額が定められていない場合は5千円を限度とする。）
接遇	各種委員・団体等との接遇に要する経費	社会通念上妥当と認められる範囲内の額
弔慰	教育関係者及びその親族に係る葬儀香典に要する経費	別に定める基準による
見舞い	教育関係者の病気の見舞いに要する経費	別に定める基準による

甲斐市教育長交際費弔慰・見舞いの基準

令和5年4月1日～

区分	対象機関	対象者		該当欄			金額(円)	市	地教委の通知	備考
				同居	別居	献花				
弔慰	教職員	校長・教頭	本人	○		○	10,000円	○	○ 【対象】教育委員	配偶者は同居・別居に関わらず市の対象
			配偶者					○		
			実父母		○		5,000円	○同居		
			義父母		○喪主		3,000円	○同居		
		教職員	本人	○			5,000円			
			配偶者	○			3,000円			
			実父母	○			3,000円			
			義父母	○市内			3,000円			
	教育委員	委員	本人	○		○	10,000円	○	○ 【対象】教育委員	配偶者は同居・別居に関わらず市の対象
			配偶者					○		
			実父母		○		5,000円	○同居		
			義父母		○喪主		3,000円	○同居		
	各種法令委員 【教育関係限定】	委員	本人				5,000円	○	○ 所管課で通知	配偶者は同居・別居に関わらず市の対象
			配偶者					○		
			実父母		○市内 かつ喪主		3,000円	○同居		
			義父母					○同居		
	条例規則に基づく 委員及び準ずる者 【教育関係限定】	委員	本人				5,000円	○	○ 所管課で通知	配偶者は同居・別居に関わらず市の対象
			配偶者					○		
			実父母					○同居		
			義父母					○同居		
見舞	教職員	校長・教頭	本人					○	○ 【対象】教育委員	
	教育委員	委員	本人					○	○ 【対象】教育委員 学校長	
	各種法令委員 【教育関係限定】	委員	本人				5,000円			【基準】 市準用
	条例規則に基づく 委員及び準ずる者 【教育関係限定】	委員	本人				5,000円			

※答礼については、本人のみとする。なお、校長については教育長、
教頭については部長が行い、教職員については課長が参列するものとする。